

令和5年度の国民健康保険税率等について

1 市長への答申について

令和4年11月7日及び12月13日開催の府中市国民健康保険運営協議会（以下「運協」といいます。）において、市長からの諮問によりご審議いただいた「令和5年度の国民健康保険税率等のあり方について」は、令和4年12月14日に会長から市長へ答申いたしました。

2 国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて

(1) 内容

本市の国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営及び法定外一般会計繰入金等の削減を図るため、国保財政健全化計画に基づき、令和5年度国民健康保険税（以下「保険税」といいます。）の賦課限度額の見直しを行います。

運協からの答申においては、税率等の改定は適当であるとした上で、昨今の物価高騰などを考慮し、特に低所得者の負担増とならないように柔軟な対応を検討すること、また、賦課限度額については、低所得者への影響が少ないことから、引上げの実施を検討することとの意見が付されています。

これらを踏まえ、被保険者一人当たりの所得が低いことに配慮し、令和5年度における所得割率及び均等割額については据え置くこととします。一方、賦課限度額については、低所得者への影響が少ないことや、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填が多額であることから、医療分及び後期高齢者支援金分を次のとおり引き上げます。

区 分	見直し後	現 行
医療分	65万円	63万円
後期高齢者支援金分	20万円	19万円
介護納付金分	17万円	17万円

(2) 適用日

この措置は、令和5年度以後の保険税について適用します。